

鳥取労働局発表
平成27年8月27日(木)

担 当	鳥取労働局
	労働基準部監督課
	課長 津田 恵史
	労働時間設定改善指導官 長田 光彦
	電話 0857-29-1703

働き方・休み方の好事例に県内企業が紹介されました。

～ 厚生労働省のポータルサイトに株式会社鳥取銀行の取組が掲載～

「鳥取労働局働き方改革推進本部」（本部長：局長 河野純伴）では、県内の企業が長時間労働の削減、休暇の取得促進、女性の活躍推進など、働きやすい職場環境を目指す「働き方改革」に向けた取組を行っています。

本部では、これまで県内の企業23社に対して、働き方の見直しに向けた取組及び好事例の提供について協力要請を行ってまいりました。

要請を行った企業のうち、株式会社鳥取銀行について、厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」にて、好事例として鳥取県の企業が掲載されましたのでお知らせします。

1 掲載企業

企業名：株式会社鳥取銀行

本店所在地：鳥取市永楽温泉町171番地

会社概要：銀行業 創立：昭和24年（前身銀行設立：大正10年）

2 取組概要

(1) 所定外労働の削減

- ・時間外勤務削減宣言を経営トップが表明し、取組内容などを継続的に発信
 - ・各店舗の退行時間を全ての労働者が閲覧可能な掲示板に掲載し、各店舗の評価に反映
 - ・原則毎週水曜日を定時退行日に設定し、全員で早期退行ができる体制づくり
- 所定外労働時間数 平均16時間35分（平成27年3月） 昨年比1時間45分減少

(2) 年次有給休暇等の取得促進

- ・年次有給休暇の計画的付与日数を2日から4日に拡充
- ・連続休暇制度（原則5営業日の年次有給休暇と土日を合わせて9連休）を設け、原則全員の取得を推奨
- ・永年勤続者（勤続25年以上）に対して、5営業日の特別休暇を付与

(3) 子育て支援・女性活躍推進

- ・男女がより働きやすい職場風土となるよう全部店長による「イクボス宣言」を実施
 - ・申出により育児休業期間の一部（原則連続した5営業日）を有給扱い
 - ・育児休業からの復帰研修を実施
 - ・希望する保育所などに子を預けることができない場合に、保育料の一部を補助
 - ・女性従業員の活躍の場を広げるための女性活躍プロジェクトチームの発足
- 育児休業取得率 100%（平成26年度） 出産に伴う離職者なし

3 鳥取労働局の今後の方針

平成27年2月3日付け鳥取労働局働き方改革推進本部決定に基づき、平成27年上半期に県内の23企業に対して要請を実施しました。

好事例が得られた企業は、引き続き厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し、広く全国に対し周知を図ってまいります。

取組事例

(所定外労働削減・年次有給休暇取得促進・多様な正社員) 朝型の働き方・テレワーク)



企業名：株式会社鳥取銀行	所在地：鳥取県鳥取市
社員数：950名	業種：金融業

取組の目的：

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方への一層の理解などの働き方改革を通じて、仕事と家庭生活の両立を支援し、男女共により働きやすい職場風土となるよう取組を推進する。

取組の概要：

現在の取組

所定外労働の削減

- ・「時間外勤務削減宣言」を経営トップが表明し、考え方、目指す姿、取組内容を踏まえた行内文書などを継続的に発信している。
- ・各店舗の退行時間を全ての労働者が閲覧可能な掲示板に掲載し、各店舗の状況が随時見られるようにしながら、各店舗の評価に反映している。
- ・原則として毎週水曜日を定時退行日に設定し、全員で早期退行ができる体制づくりをしている。

年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇取得促進のための措置として、年次有給休暇の計画的付与の日数を2日から4日に拡充した。(平成26年度から)
- ・年次有給休暇の半日単位での取得を可能としている。
- ・連続休暇制度(原則5営業日の年次有給休暇と土日をあわせて9連休)を設けて、原則全員の取得を推奨している。

独自の休暇制度

- ・永年勤続者(勤続25年以上)に対して、5営業日の特別休暇を付与している。

子育て支援・女性活躍推進

- ・労働者の申し出により、育児休業期間の一部(原則連続した5営業日)を有給扱いとしている。
- ・育児休業からの復帰研修を実施している。(復帰1か月以内を目処に研修実施)
- ・育児休業復帰者が希望する保育所などに子を預けることができない場合に、保育料の一部を補助する制度を設けている。
- ・女性活躍プロジェクトチームの発足(平成25年度から)
女性従業員の活躍の場を広げる目的をもって設置。本支店、本部からメンバーを選抜し、自主的に検討テーマを選定、半期単位で議論を展開しながら、最終的に提言としてまとめていく体制を構築している。

同プロジェクトチームによるこれまでの主な提言は次のとおり。

仕事と家庭生活を両立しながら働きやすい職場にしていくためには銀行全体で所定外労働の削減を目指すべきとの提言を受け、経営トップによる「時間外勤務削減宣言」を表明。時間管理に対する意識付けの強化につながり、創意工夫によって退行時間の短縮化が図られた。

育児や介護に関する各種制度や情報が集約されているものがなく、理解しにくい、あるいは子育てに関する経験者の工夫事例の共有化をして欲しいなどの声を集約し、同プロジェクトにおいて「仕事と子育て応援ハンドブック」を作成し発刊。全従業員に配布することで、お互いが同じ情報を共有しやすくなり、制度などの理解が進んだ。

- ・ 全部店長による「イクボス宣言」を実施し、職場で働く従業員に所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方への一層の理解など働き方改革を浸透させ、男女がより働きやすい職場風土となるよう取組を進めている。
(平成 27 年度から)

現状とこれまでの取組の効果：

全店平均退行時間

19 時 26 分 (平成 26 年 4 月) 19 時 03 分 (平成 27 年 4 月) 平均 23 分の短縮

所定外労働時間数 (一人当たり月平均)

18 時間 20 分 (平成 26 年 4 月) 16 時間 35 分 (平成 27 年 3 月) 平均 1 時間
45 分の減少

育児休業取得率

100% (平成 26 年度) 出産に伴う離職者なし

年次有給休暇取得日数

9.1 日 (平成 26 年)

(H27. 7)